

2022年9月に頂いたご意見/ご要望

昨年、家族が救命センターに運ばれ、死亡しました。
数日前に知ったのですが、足立医療センターの救命では、私の家族のような重病人にも救命士が気管チューブを入れたり、点滴をしていると聞きました。医者でもない救命士が病院内で気管チューブを入れたり、点滴するなど認められていないと弁護士に言われました。結果は同じだったとしても悔しいです。

昨年ですから東医療センターの救命救急センターに搬送されてお亡くなりになった、突然のお別れになった、、、今なお辛いお気持ちの中ご意見をお書きになったと受け止めさせていただきました。頂いたご意見へのご返答を、救急救命士法から引用させていただきます。

救急救命士は厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に救急救命処置を行うことを業務とする者です。実施できる救命救急処置としては「重度傷病者が、病院若しくは診療所に到着するまでの間、入院するまでの間（入院しない場合は、病院に滞在している間）の気道の確保、心拍の回復その他の処置」となっています。

当院救命救急センターでは十分な教育を受けて技術を取得した救急救命士が活動を行っており、このような救命救急士が目の前の重症患者さんの命を救うために、救急医師の監督のもと心肺蘇生の現場で活躍しています。

この事を皆さまに知って頂くよう努めなければならないことに気づかせていただきました。早々に対応を進めたいと存じます。

